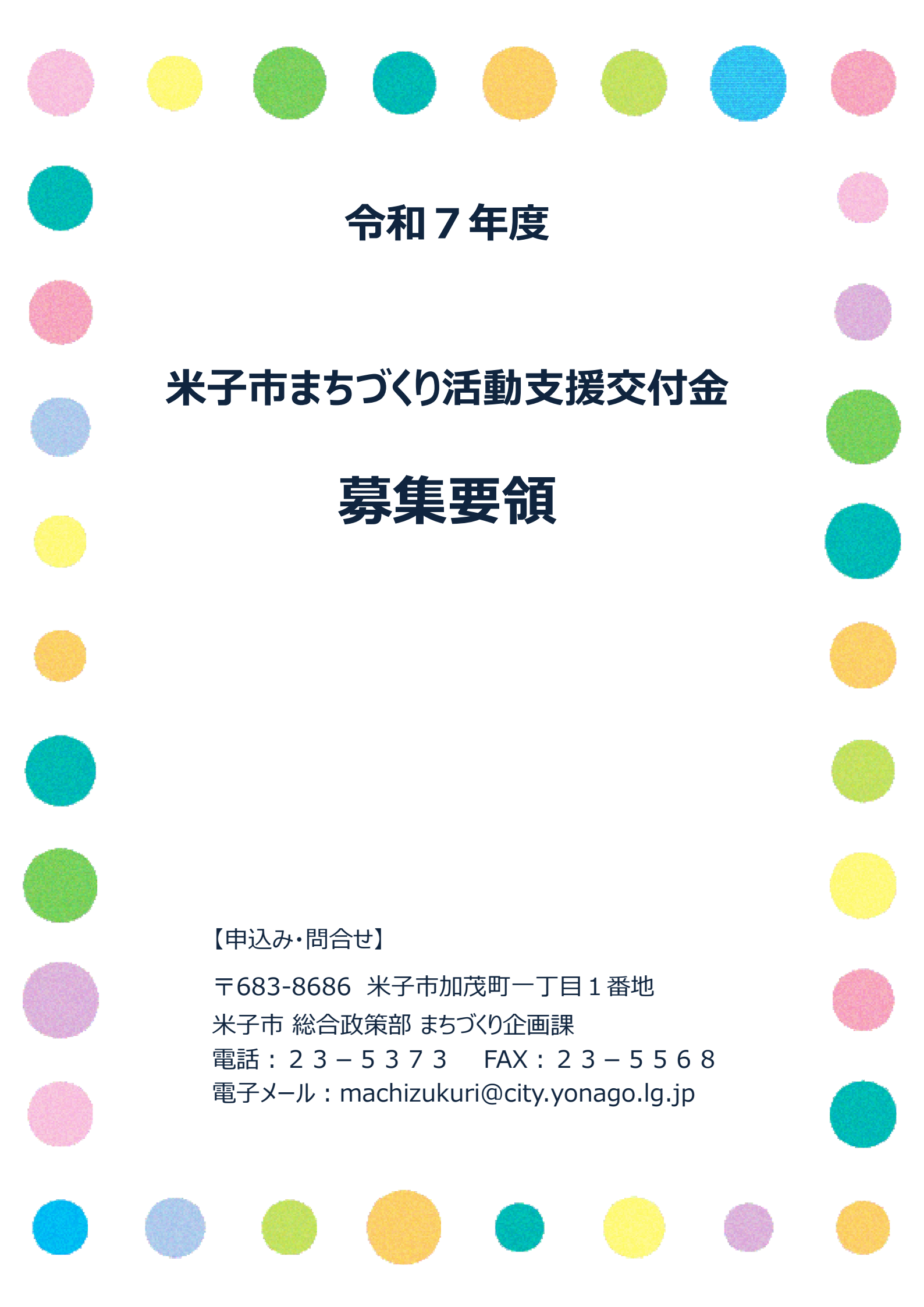


A decorative border composed of various colored circles (pink, yellow, green, teal, orange, light green, blue, and purple) arranged in a rectangular frame around the central text.

令和 7 年度

米子市まちづくり活動支援交付金

募集要領

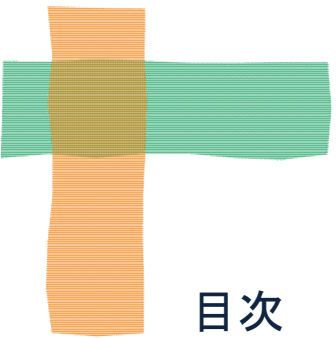
【申込み・問合せ】

〒683-8686 米子市加茂町一丁目 1 番地

米子市 総合政策部 まちづくり企画課

電話：2 3 - 5 3 7 3 FAX：2 3 - 5 5 6 8

電子メール：machizukuri@city.yonago.lg.jp



目次

1	米子市まちづくり活動支援交付金とは	1
2	交付金の対象となる団体・事業	1
3	交付金のコース	2
4	交付金の対象となる経費	3
5	交付金の算出方法	4
6	申請の方法	5
7	審査の方法	6
8	交付決定	6
9	事業の実施等	7
10	実績報告	8
11	交付金の交付	8
12	事業の流れ	9

1 米子市まちづくり活動支援交付金とは

米子市まちづくり活動支援交付金は、市民により構成された住民団体が自主的かつ継続的に行う住みよいまちづくりのための活動を支援することを目的とした交付金です。

2 交付金の対象となる団体・事業

(1) 交付金の対象となる団体

次の要件をすべて満たす団体が交付金の対象となります。

- | |
|--|
| ① 市内に事務所があり、かつ、市内を拠点に活動していること |
| ② 5人以上の構成員で構成され、その過半数が市内に在住、在勤または在学していること |
| ③ 定款、規約または会則があること |
| ④ (がいの活動コースまたは継続活動コースを申請する場合) 交付金の申請を行う時点で、団体として1年以上の活動実績があること |

※交付金の対象とならない団体

上記の要件に関わらず、次の団体は交付金の対象となることができません。

- | |
|--|
| ㊞ この交付金の交付決定を3回受けたことがある団体 |
| ㊟ 政治活動、宗教活動または営利活動を目的とする団体 |
| ㊚ 「米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）」第2条に規定する市税等を滞納している団体 |

(2) 交付金の対象となる事業

次のいずれかに該当する公益性の高い事業が交付金の対象となります。

- | |
|------------------------------|
| ① 地域の課題解決など、住みよいまちづくりに寄与する事業 |
| ② 地域の特色を生かしたまちづくりに寄与する事業 |
| ③ これまでのまちづくり活動を進展させる事業 |

年度内（令和8年3月31日）
に完結出来る事業のみ対象と
なりますのでご注意下さい

※交付金の対象とならない事業

上記の要件に関わらず、次の事業は交付金の対象とはなりません。

- | |
|--|
| ㊞ 政治活動、宗教活動または営利活動を目的とする事業 |
| ㊟ 過去に交付金の交付を受けたことがある団体が行う、過去に行った対象事業と同じ事業（継続活動コースを除く。） |
| ㊚ 国、地方公共団体または公益法人から補助、助成または委託を受けて行う事業 |

3 交付金のコース

米子市まちづくり活動支援交付金には、次の3つのコースがあります。

コース	① ちよっこし活動コース	② がいな活動コース	③ 継続活動コース
対象	団体の活動実績は問わず、まちづくりに対する熱意にあふれ、継続性のある事業	1年以上の活動実績がある団体が行う、活動のさらなる発展や広域展開などの効果が期待できる事業	過去に交付実績のある団体が行う同一または類似事業で、交付を受けてから2年以上継続している活動をさらに発展させる事業
補助率	10 / 10	2 / 3	1 / 2
交付金上限	10万円	30万円	20万円
注意点	・1団体につき1回限り申請可 ・②の交付金を受けた後は申請不可	・設立して1年未満の団体は申請できません ・過去に②の交付金の交付を受けていても、内容の異なる事業であれば再度の申請可	・1団体につき1回限り申請可 ・過去に①または②の交付金の交付を受けていること ・過去に交付金を受けて実施した事業を翌年度から2年以上継続して実施していること

- ◇ 1年度において、1団体につき1事業のみ申請ができます。（1団体が1年度内に複数の事業を申請することはできません。）
- ◇ ②・③のコースも、既に3回交付を受けたことがある団体は申請できません。
- ◇ 既存団体であれば、新規事業であっても、ちよっこし活動・がいな活動いずれのコースも選択できます。

4 交付金の対象となる経費

交付金の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費のうち、次のものです。

費目	対象となる経費の例
報償費	外部からの講師、専門家および出演者への謝礼、調査研究等に係る報償
旅費	講師および専門家の交通費、宿泊費等に要する経費
需用費	チラシ、ポスター、報告書等の作成、消耗品等の購入費等
役務費	行事保険料
委託料	事業の附帯業務を第三者に委託する場合の経費（機械搬入、設営等）
使用料および 賃借料	イベント等の会場使用料、機器類のレンタル料
その他	市長が必要かつ適切と認めたもの（個別に経費の内容を審査します）

なお、次の経費は交付金の対象経費とはなりません。

団体の事務所を維持するための経費
団体の経常的な活動に要する経費
団体の構成員に対する人件費、謝礼等
飲食費（食事、弁当、茶菓等）
商品券等の金券の購入代金
記念品等の購入経費
土地の取得、造成、補償に関する経費
領収書等により事業実施団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
その他、交付事業に直接関係ない経費、市長が適当でないと認めた経費等

5 交付金の算出方法

- ◇ 交付金の額は、交付金の対象経費に各コースの補助率を乗じた額です。
- ◇ 算出した額に、千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てます。
- ◇ 入場料、売上金等の事業収入がある場合は、交付金の対象経費から差し引きます。
- ◇ 交付金の額が上限を超えない場合は、その額を交付します。

交付金の算出方法

- ① $\{ (\text{交付金の対象経費}) - (\text{事業収入}) \} \times (\text{各コース補助率}) = (\text{算出額} \text{ ※千円未満切り捨て})$
- ② (①の算出額) と、(各コースの上限額) を比較して、低い額が (交付金) となります。

交付金の算出例

例 1

諸 条 件	申請コース：ちよっこし活動コース 交付金の対象経費：120,000円 事業収入：なし
算 出 式	① $120,000\text{円} \times 10/10 = 120,000\text{円}$ ② 120,000円 (算出額) > 100,000円 (上限額) ⇒ 交付金額は、 100,000円 となります。

例 2

諸 条 件	申請コース：がいな活動コース 交付金の対象経費：400,000円 事業収入：なし
算 出 式	① $400,000\text{円} \times 2/3 = 266,666\text{円} \Rightarrow 266,000\text{円}$ (千円未満切り捨て) ② 266,000円 (算出額) < 300,000円 (上限額) ⇒ 交付金額は、 266,000円 となります。

例 3

諸 条 件	申請コース：継続活動コース 交付金の対象経費：400,000円 事業収入：50,000円
算 出 式	① $(400,000\text{円} - 50,000\text{円}) \times 1/2 = 175,000\text{円}$ ② 175,000円 (算出額) < 200,000円 (上限額) ⇒ 交付金額は、 175,000円 となります。

6 申請の方法

(1) 募集期間

令和7年4月1日（火） ～ 令和7年4月30日（水）

(2) 提出書類

・交付申請書（様式第1号）
・事業計画書（様式第2号）
・事業収支予算書（様式第3号）
・団体の概要調書（様式第4号）
・構成員名簿（様式第4号の2）
・団体の規約、定款または会則
・団体の事業報告書（前年度分） ※新設団体の場合は不要
・団体の収支決算書（前年度分） ※新設団体の場合は不要
・団体の事業計画書（今年度分）
・団体の収支予算書（今年度分）
・市税等の納付確認書（法人のみ）

<提出書類の配布場所>

- まちづくり企画課（米子市役所本庁舎4階）
 - 淀江支所
 - 市内各公民館
 - 米子市ボランティアセンター（ふれあいの里2階）
- ※そのほか、米子市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.yonago.lg.jp/3333.htm>



(3) 提出先

米子市役所4階 まちづくり企画課

※提出書類は、まちづくり企画課の窓口へ直接提出してください。（郵送、電子メール不可）

※なお、書類を提出する前に、必ずまちづくり企画課に事前協議を行ってください。

※提出された書類はお返しできませんので、提出前に必ずコピーをとっておいてください。

7 審査の方法

(1) 書類審査

申請された事業は、まちづくり企画課において、申請書類の確認や応募要件の確認などの書類審査を行います。

(2) 本審査（審査委員会による審査）

「米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会」（有識者および公募委員で構成する委員会）において本審査を行います。

- ◇ 申請書類に基づいた書類審査および申請団体への質疑応答（ヒアリング）により審査を行います。
- ◇ また、申請団体の希望に応じて、事業説明（プレゼンテーション）を行うことも可能です。
- ◇ 本審査において、次の項目を基に採点を行います。

審査項目	評価項目
組織の状況と効果	経歴、自主性、独立性、公益性、開放性、継続性、財務管理
事業内容の妥当性と効果	自主性、目的、公益性、必要性、開放性、事業の効果、計画性、波及性、発展性
交付金の財源的効果	認識、工夫、必要性、予算、自己資金

- ◇ 審査委員会は、審査終了後、審査の結果を速やかに市長に報告します。

8 交付決定

- ◇ 「米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会」の審査結果を踏まえて、市長が予算の範囲内で交付金を交付する事業および金額を決定（交付決定）します。
- ◇ 審査委員会終了後、およそ2週間程度で、交付決定通知を申請団体に送付します。

9 事業の実施等

(1) 事業の実施について

- ◇ 交付金の交付が決定した団体は、交付決定を受けた事業内容に従い、事業を実施してください。
- ◇ 事業の対象期間は、交付決定日から令和8年3月31日までの間です。

(2) 着手届出書について

- ◇ 事業が建設等工事を伴う場合は、事業に着手したとき、すみやかに「補助事業等着手届出書」を提出する必要があります。このことに該当する場合は、まちづくり企画課までご連絡ください。

(3) 事業の中止、変更について

- ◇ 交付決定を受けた事業をやむを得ず中止または変更する必要がある場合は、必要書類を提出して市長の承認を受けなければなりませんので、すみやかにまちづくり企画課へご連絡ください。
- ◇ ただし、事業の変更のうち、「交付金の交付目的の達成に支障のない事業計画の変更」および「交付金の対象経費の20%以内の減額」については、提出の必要はありません。
- ◇ なお、一度決定した交付金額を超えた交付金額への変更申請（増額申請）はできません。

(4) 交付金事業の広報への協力について

- ◇ 事業に関する広報（チラシ、パンフレット、ホームページなど）または看板の設置等をされる場合には、この交付金を活用して行われる事業である旨の広報を行ってください。

【記載例】『この事業（イベント）は、「米子市まちづくり活動支援交付金」を活用しています。』

10 実績報告

- ◇ 交付決定を受けた団体は、事業完了後30日以内または令和8年4月10日のいずれか早い日までに、事業の実績報告として次の書類を提出してください。

・実績報告書（様式第7号）
・事業報告書（様式第8号）
・事業収支決算書（様式第9号）
・その他、市長が必要と認める書類
（交付金の対象経費の支出に係る領収証の写し）
（実施事業の状況がわかる写真、事業実施にあたり作成した配布資料など）

11 交付金の交付

（1）交付金の額の確定

- ◇ 提出された実績報告書等を事務局が審査し、交付金の額が確定されます。

（2）交付金の支払方法

- ◇ 交付金の交付は、原則「精算払い」（事業が完了し交付金の額が確定した後に支払）とします。
- ◇ ただし、やむを得ない事情がある場合など、特に市長が必要と認める場合は「概算払い」（事業完了前における前払い）を受けることも可能ですので、希望される場合はまちづくり企画課へご相談ください。
- ※なお、実績報告の結果、実績の減少等により不用額が生じた場合は、市へ交付金の一部を返還していただきます。

（3）交付金の請求

- ◇ 交付金を請求するときは、「補助金等支払請求書」および「口座振込依頼書」を提出してください。

1 2 事業の流れ

